

議案第42号

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部を改正する条例

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例（平成13年さいたま市条例第159号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
(名称及び位置等) 第2条 センターを構成する施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置等) 第2条 センターを構成する施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
障害児総合療育施設	さいたま市西区三橋6丁目1587番地 <u>(児童発達支援センターについては、さいたま市西区三橋6丁目1450番地1)</u>	障害児総合療育施設	さいたま市西区三橋6丁目1587番地
障害者福祉施設みのり園	<b>さいたま市西区三橋6丁目1450番地1</b>	障害者福祉施設みのり園	
[略]		[略]	
2～4	[略]	2～4	[略]
(業務) 第10条 障害児総合療育施設に置く児童発達支援センター（以下この節において「児童発達支援セ		(業務) 第10条 障害児総合療育施設に置く児童発達支援センター（以下この節において「児童発達支援セ	

ンター」という。)は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第43条に規定する施設として、法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関する業務を行う。

2 児童発達支援センターは、前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法第6条の2の2第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援に関すること。
- (2) 法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援に関すること。
- (3) 法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援に関すること。
- (4) [略]

(利用者の資格)

第12条 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第5項に規定する保育所等訪問支援を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する児童及びその保護者とする。

(1)～(3) [略]

2 法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援を利用することができる者は、法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者とする。

3 [略]

(業務)

第19条 療育センターさくら草に置く児童発達支援センター(以下この節において「児童発達支援センター」という。)は、法第43条に規定する施設として、第10条第1項に規定する業務を行う。

2 [略]

ンター」という。)は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第43条に規定する施設として、次に掲げる業務を行う。

(1) 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関すること。

(2) 法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援に関すること。

2 児童発達支援センターは、前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援に関すること。
- (2) 法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援に関すること。
- (3) 法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援に関すること。
- (4) [略]

(利用者の資格)

第12条 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援又は同条第6項に規定する保育所等訪問支援を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する児童及びその保護者とする。

(1)～(3) [略]

2 法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援を利用することができる者は、法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者とする。

3 [略]

(業務)

第19条 療育センターさくら草に置く児童発達支援センター(以下この節において「児童発達支援センター」という。)は、法第43条に規定する施設として、第10条第1項各号に掲げる業務を行う。

2 [略]

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。